

必須施策の 実施	目標 番号	施策 番号	個別施策（取組内容）							
	2	1	男女共同参画センターによる、地域出前セミナー（24区）「女性と防災・減災セミナー」の実施							
	目標 番号	施策 番号	枝番	進捗管理指標	単位	短期取組 （R 2）	中間取組 （R 3 ～R 4）	最終取組 （R 5 ～R 6）		
	2	1	1	防災の場において女性の参 画が必要と回答した場合	%	90	90	90		
進捗評価										
取組期間	目標 番号	施策 番号	枝番	進捗管理指標	単位	目標値	取組結果	実績値	個別施策の 進捗評価	目標に対する 進捗評価
R 3	2	1	1	防災の場において女性の参画 が必要と回答した場合	%	90	100	100	①	A

確かに、避難所では男性スタッフに相談・依頼しにくい事柄もあり、女性目線で求められる配慮が実施されることが重要であるため、避難所運営においては、男女のニーズの違いやLGBTなどの多様な性への対応への配慮が望まれることを、性別にかかわらずより多くの市民に認知されることは有意なことである。

また、セミナーという機会を設けることによって、自主防災組織に参加していない女性に女性の参加が必要だと認識する女性の数が増加することは有意である。

防災の場への女性参加の必要性を伝える啓発活動は重要であり、必要性を認識する人間が増えたということであれば進捗評価Aは正しい。

しかしながら、「女性目線が必要ということを認識すること」と、「女性が自分も実際に自主防災組織に参加するという行動をとること」との間には大きなギャップがある。

地域の自主防災組織や避難所運営は、各地域の現状に応じた設定や取組が必要と考えているため、市民局では、自主防災組織における女性防災リーダーやスタッフやの人数や割合については報告を受けておらず、実際の客観的な女性参加者人数という数字での進捗状況の検証は行われていない。

最終的な目標は、「防災の場における実際の女性の参加者の増加」であり、本アクションプランでは当該目標の進捗管理が重要である。

市民局では、「女性が自分も実際に自主防災活動に参加するという行動をとること」の目標の進捗状況の検証を行わず、「女性目線が必要ということを認識すること」をもって、評価していると考えられる。

目標に向けて、セミナー参加者や避難所生活経験者、他の避難所運営者、自主防災組織のスタッフ等へのアンケート等により、女性が自主防災組織のスタッフとして参加しにくい要因を検証し、その障壁を取り除くための施策・運営上のルール作りの工夫等を検討することも有意義だと思われる。

また、「避難所運営の女性参加の推進」という目標の進捗管理指標としては、防災活動における女性参画の現状を明らかにし、より直接的に確認できる自主防災組織やボランティア組織における女性参加者の人数・割合等を採用することが望ましい。

避難所運営の女性参加の推進というニーズは各区とも共通しているところである

から、有効な施策と進捗管理指標を検討し、その確認のためのデータを共有する等各区とも共働して女性参加を促進する取組を検討することが望まれる。

(3) 【意見23】(A P 9 - 3) 地区防災計画の利便性(市民への情報伝達の視点)

- ①各区は、地区防災計画について、市民の見やすさ、利用しやすさを踏まえて作成されたい。
- ②策定チーム及び危機管理室は、市民にとって利便性の良い地区防災計画の情報を他の区に共有し、市全体で地区防災計画の利便性が向上するように働きかけられたい。(理由)

地区防災計画については、各区が、区内各地区の防災計画の策定支援、取りまとめを行っている。各区の地区防災計画を横断的に閲覧したところ、カラーや図、地図などを用いて、大きな一枚物の折り畳み式の形式にしている区(港区弁天地域)、パンフレット形式にしている区(旭区)、緊急時に必要な情報と避難場所の地図のみを一枚にまとめて保存しやすくしている区(天王寺区)など、市民にとって見やすく、利用・保管しやすい形式に工夫している区が見られた。他方で、文字を中心として、網羅的だが災害時に直ちに必要性が高くないと思われる情報も含めて掲載されており、市民にとって必ずしも利便性が高くなく、理解しづらい形式の区も散見された。

については、各区は、他の区の地区防災計画も参照しつつ、地区防災計画の利便性を高めるよう努められたい。また、危機管理室は、地区防災計画の利便性向上について各区に委ねるのではなく、全区の地区防災計画を横断的に確認した上で、特に優れた地区防災計画の情報を共有するなどして、全市的に地区防災計画の利便性が向上するように率先して働きかけられたい。

(4) 【意見24】(A P 9 - 3) 地区防災計画の内容(市民への情報伝達の視点)

- ①各区は、地区防災計画の内容について、災害時に必要かつ十分な情報が掲載されているかを精査し、改訂されたい。
- ②危機管理室は、各区の地区防災計画の内容がその趣旨に沿った適切な内容となっているかを確認し、適切に助言されたい。(理由)

地区防災計画とは、災害対策基本法上、「市町村内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者(地区居住者等)が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画」とされており(災害対策基本法第42条第3項)、地域住民の自助、共助を促進するための計画と位置付けられている。

各区の地区防災計画を横断的に閲覧したところ、地区防災計画に掲載されている情報、ページ数などは様々であり、特に住之江区の地域自主防災計画に関しては、浸水予測図や防災マップなどの図面以外は全て各地域に共通の説明文しか掲載されておらず、地域ごとの実情に即した防災活動に計画、避難計画というにはほど遠い内容であった。

この点、危機管理室に対するヒアリングによると、危機管理室としては地区防災計画の内容として最低限検討されるべき項目などの基準、手引きのようなものを設けていないとのことであり、各地区の自主性に委ねているとのことであった。しかし、市民の生命、身体等を守るために全市的に、全地区の住民に伝えるべき項目はあるはずであり、各地区の自主性に委ねるとしても、必要な情報が伝達されていなければ、市民の安全や地区防災力に差異が生じる可能性がある。特に、上記の住之江区のような地区防災計画の内容では、発災時の住民の避難行動等に混乱をきたす可能性が高い。

については、危機管理室において、まずは、地区防災計画によって住民に伝えるべき情報や効果的な伝え方に関する情報を提供するなどし、各区の地区防災計画がその趣旨に従った適切な内容となっているかを確認し、内容が不足している区に対しては適切に助言されたい。各区においても、地区防災計画の内容について、他の区の地区防災計画も参照しつつ、必要かつ十分な情報が掲載されているかを精査し、地区防災計画の趣旨に沿った、住民にとって活用しやすい内容となるよう、改訂されたい。

第8【A P 10 「避難行動要支援者」支援の充実】

1 アクションプランの概要

No.	10	「避難行動要支援者」支援の充実	主担当	危機管理室
事業概要		A P 10は、避難行動要支援者に対する支援に関するものであり、自助、共助、公助の各役割分担を明確にするとともに、地域における自主防災組織による避難行動要支援者の避難支援の取組が効果的に進展するよう自主防災活動の支援を行うことを目的とするものであり、4つの細目（枝番）により構成される。 A P 10－1 は、避難行動要支援者名簿毎年時更新し、地域に提供することを目的とする。 A P 10－2 は、避難行動要支援者への支援体制の整備を目的とする。 A P 10－3 は、自主防災組織による避難行動要支援者に対する支援活動の促進を目的としている。 A P 10－4 は、避難行動要支援者に避難情報を伝達するための情報発信体制の整備を目的とする。		
枝番1	目標	全地域に避難行動要支援者名簿が存在する状況の実現		
	主な取組内容	【全区】 避難行動要支援者名簿の地域提供 【危機管理室】 避難行動要支援者名簿の定期更新		
	取組所属	全区、危機管理室		
枝番2	目標	避難行動要支援者への避難支援体制の整備		
	主な取組内容	【福祉局】 避難行動要支援者支援プロジェクトチームとの連携 【危機管理室】 大阪市災害対策本部要援護者支援班の立ち上げ及び調整体制の整備		
	取組所属	福祉局、危機管理室		
枝番3	目標	自主防災組織による避難行動要支援者の避難支援活動の促進		
	主な取組内容	【全区】 訓練等における避難行動要支援者への支援訓練 【危機管理室】 地域の防災訓練への避難行動要支援者の参加促進		
	取組所属	全区、危機管理室		
枝番4	目標	避難行動要支援者に対する情報発信体制整備		
	主な取組内容	【全区】 要支援者に対する避難情報等の啓発と伝達方法の周知 【危機管理室】 要配慮者施設・地下施設メール配信システムの活用		

	【福祉局】 避難行動要支援者名簿作成基準対象者の抽出
取組所属	全区、危機管理室、福祉局

2 指摘及び意見

(1) 【意見25】(A P10-2) 進捗評価の誤り (PDCAの視点)

危機管理室は、A P10-2 (避難行動要支援者への避難支援体制の整備) に関して、個別施策シートにおいて適切な進捗評価を行うべきである。

(理由)

ア A P10-2 は、危機管理室の個別施策シートによれば、個別施策が「大阪市災害対策本部支援班の立ち上げ及び調整体制の整備」とあり、進捗管理指標が「避難行動要支援者支援プロジェクトチームによる検討」とされている。そして、この点に関するR2年度の進捗評価は次のように記載されている(以下の表のうち、目標番号「2」に関するもの)。

進捗評価											
取組期間	目標番号	施策番号	枝番	進捗管理指標	単位	目標値	実績値	取組結果	個別施策の進捗評価	目標に対する進捗評価	
R2	1	1	1	避難行動要支援者名簿の定期更新	回	2	2	2	①	A	
R2	2	1	1	避難行動要支援者支援プロジェクトチームによる検討	—	災害時における具体的な取り組みを検討する	災害時における具体的な取り組みを検討する	PTで検討するための災害時における具体的な取り組みを整理した	①	B	

イ しかしながら、この点に関するR2年度の実績は、令和2年12月のワーキンググループによる幹事会はコロナで中止され、特にプロジェクトチームにおいて検討された内容はない。危機管理室の説明によれば、「話す内容は検討していた」とのことと取組結果には「具体的な取組を整理した」とあるが、それで個別施策の進捗評価として①(計画どおりに進んでいる／取組が完了した)と評価することは不適切であり、進捗管理として問題があると思われる。

また、この点について、令和3年度の進捗評価は次のとおり記載されているが(以下の表のうち、目標番号「2」に関するもの)、令和3年度においてもどのような具体的にどのような取組がなされたのか、記載から一義的に明らかとはいえない。

進捗評価											
取組期間	目標番号	施策番号	枝番	進捗管理指標	単位	目標値	取組結果	実績値	個別施策の進捗評価	目標に対する進捗評価	
R3	1	1	1	避難行動要支援者名簿の定期更新	回	2	2	4	①	A	
R3	2	1	1	避難行動要支援者支援プロジェクトチームによる検討	—	災害時における具体的な取り組みを検討する	災害時における具体的な取り組みを検討する	災害時における具体的な取り組みを検討する	①	B	

ウ よって上記のとおり意見する。

(2) 【意見26】(A P10-3) 適切な目標値の設定 (PDCAの視点)

危機管理室は、A P10-3 (自主防災組織による避難行動要支援者の避難支援活動の促進) に関する個別施策シートにおいて、アクションプランの目的に即した目標値

を設定し、効果のある活動を行うべきである。

(理由)

ア AP10-3は、対応する危機管理室の個別施策シートによれば「自主防災組織による避難行動要支援者の避難支援活動の促進」を令和2～6年までの5年間の目標として設定し、危機管理室の個別施策としては「地域の防災訓練への避難行動要支援者の参加促進」とされている。進捗管理指標は「防災訓練への参加促進」であり、R2年度の短期取組、R3～4年度の間取組、R5～6年度の最終取組はいずれも「防災訓練にへ（原文ママ）の参加を啓発する」とされている。

そして、これに対する進捗評価については、R3年度の個別施策シートでは次のように記載されている（目標番号3に対応する最終行を参照）。

進捗評価										
取組期間	目標番号	施策番号	枝番	進捗管理指標	単位	目標値	取組結果	実績値	個別施策の進捗評価	目標に対する進捗評価
R3	1	1	1	避難行動要支援者名簿の定期更新	回	2	2	4	①	A
R3	2	1	1	避難行動要支援者支援プロジェクトチームによる検討	—	災害時における具体的取り組みを検討する	災害時における具体的取り組みを検討する	災害時における具体的取り組みを検討する	①	B
R3	3	1	1	防災訓練への参加促進	—	防災訓練にへの参加を啓発する	防災訓練にへの参加を啓発する	防災訓練にへの参加を啓発する	①	B

R2年度の個別施策シートの内容も上記と全く同様である。

イ 防災訓練に避難行動要支援者の参加を促すことは、避難行動要支援者の避難行動を円滑に進める上で極めて重要であり、アクションプランの1つの内容とされていること自体は高く評価できる。

しかしながら、アクションプランに対するPDCAの観点からは、上記目標値の設定は、目標との関係で不適切であり、実績値・取組結果の記載も不十分といわざるを得ない。

すなわち、区に対し、防災訓練における避難行動要支援者の参加推進支援を行うことを目的とするのであれば、防災訓練における避難行動要支援者の参加推進支援を行った区の数や、より直接的に、防災訓練における避難行動要支援者の参加数が増加した区の数を集計し、当該区の数について数値目標を設定した上で進捗管理指標・目標値とするべきである。

この点、個別施策シートの記載要領では、「5. 進捗管理指標」に関し「基本的には数値化できるものがあげられていますが、一部、取り組む内容を文言として指標としている施策もあります」と説明がなされている。しかしながら、PDCAの観点からは、数値化ができるものは、本来全て数値化すべきである。

(3) 【意見27】(AP10-3) 個別避難計画の策定（合規性の視点）

- ①各区は、個別避難計画の策定についてスケジュールを定めた上で、概ね令和8年度までに確実に個別避難計画が策定されるように進捗管理をされたい。
- ②危機管理室は、関係部局と連携の上、各区が適切な時期までに個別避難計画の策定を完了できるように、スケジュールの策定や進捗状況への助言をされたい。

(理由)

要配慮者のうち、「災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの」が「避難行動要支援者」として災害対策基本法で定義づけられ

ており、市町村長に避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられるなど（同法第49条の10第1項）、法律上の特別な配慮がされている。

その上で、避難行動要支援者については、「名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画（以下、「個別避難計画」という。）を作成するよう努めなければならない。」とされている（同法第49条の14第1項）。この個別避難計画については、内閣府「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」において、「個別避難計画の作成に当たっては、市町村の限られた体制の中で、できるだけ早期に作成されるよう、優先度が高い方から作成することが適当であり、優先度が高いと市町村が判断した者について、地域の実情を踏まえながら、改正法施行後からおおむね5年程度で取り組んでいただきたい。」とされている。他方で、個別避難計画の策定はまだ途上にあり、そのノウハウや人財の蓄積が十分ではない。

個別避難計画の策定については、各区がこれを担当することが区長会議において確認されている。そのため、まずは各区においてスケジュールを定めた上で、概ね令和8年度までに確実に個別避難計画が策定されるようされたい。また、危機管理の統括に関する事務を所掌する危機管理室においても、関係部局、区と連携の上、適切な人材配置や各区の支援に留意しながら、スケジュールの策定や進捗管理について助言を行われたい。

(4) 【意見28】（A P 10－4）要配慮者施設の登録率（P D C Aの視点）

危機管理室は、A P 10－4（避難行動要支援者に対する情報発信体制整備）に関し、「要配慮者施設・地下施設メール配信システム」の登録率を把握し、個別施策シートの進捗管理指標とすべきである。

（理由）

ア A P 10－4は、対応する危機管理室の個別施策シートによれば「避難行動要支援者に対する情報発信体制整備」を令和2～6年までの5年間の目標として設定し、危機管理室の個別施策としては「要配慮者施設・地下施設メール配信システムの活用」とされている。進捗管理指標は「メール配信システムの周知」であり、R2年度の短期取組、R3－4年度の間取組、R5－6年度の最終取組はいずれも「要配慮者施設へのシステムの周知を図る」とされている。

そして、これに対する進捗評価については、R3年度の個別施策シートでは次のように記載されている（目標番号4に対応する最終行を参照）。

進捗評価										
取組期間	目標番号	施策番号	枝番	進捗管理指標	単位	目標値	取組結果	実績値	個別施策の進捗評価	目標に対する進捗評価
R3	1	1	1	避難行動要支援者名簿の定期更新	回	2	2	4	①	A
R3	2	1	1	避難行動要支援者支援プロジェクトチームによる検討	－	災害時における具体的取り組みを検討する	災害時における具体的取り組みを検討する	災害時における具体的取り組みを検討する	①	B
R3	3	1	1	防災訓練への参加促進	－	防災訓練にへの参加を啓発する	防災訓練にへの参加を啓発する	防災訓練にへの参加を啓発する	①	B
R3	4	1	1	メール配信システムの周知	－	要配慮者施設へのシステムの周知を図る	要配慮者施設へのシステムの周知を図る	要配慮者施設へのシステムの周知を図る	①	B

R2年度の個別施策シートの内容も上記と全く同様である。

イ この点、アクションプランに対するPDCAの観点からは、上記目標値の設定は、目標との関係で不適切であり、実績値・取組結果の記載も不十分といわざるを得ない。

すなわち、情報発信体制の整備を目標とするのであれば、メール配信システムがどの程度登録されているのかを数値をもって集計し、当該登録数について数値目標を設定した上で進捗管理指標・目標値とし、実績値・取組結果についても登録数（もしくは登録率）を記載すべきである。

この点、危機管理室としては、登録アドレス数（現時点で829（令和4年11月25日時点））は管理しているが、要配慮者施設の登録率は把握していないとのことであり、そうであれば、当年度の活動が十分であったのかを判断することもできず、次年度以降の活動の改善にはつながりにくいと思われる。抽象的な行動内容を管理指標としている弊害が露呈したものといえる。

ウ よって、以上のとおり意見する。

第9【A P 12 避難施設の確保及び防災空間の整備】

1 アクションプランの概要

No.	12	避難施設の確保及び防災空間の整備	主担当	建設局 該当区
事業概要		本アクションは、災害から市民等を安全に避難させる避難施設（避難場所、避難所、避難路）の整備・拡充と、市民等への周知に関するものであり、5つの細目（枝番）により構成される。 【A P 12－1】 地域毎の避難計画を踏まえた津波避難施設（津波避難ビル、水害時避難ビル）の確保又は充実〔該当区のみ〕 【A P 12－2】 避難場所となる都市公園の整備・拡充 【A P 12－3】 避難路を担う都市計画道路の整備並びに鉄道との平面交差を解消する連続立体交差事業の実施 【A P 12－4】 避難路における橋梁及び歩道橋の耐震対策の実施 【A P 12－5】 避難路における電線共同溝の整備		
枝番1	目標	地域毎の避難計画を踏まえた津波避難施設（津波避難ビル、水害時避難ビル）の確保又は充実		
	主な取組内容	別表記載のとおり		
	取組所属	該当区（天王寺区、阿倍野区を除く22区）		
枝番2	目標	避難場所となる都市公園の整備・拡充		
	主な取組内容	13か所の公園整備事業を実施する（巽公園、正連寺川公園、喜連2公園、南住吉公園、毛馬桜ノ宮公園、城北公園、中之島西公園、天王寺大和川公園、難波宮跡公園、大深町公園（うめきた2期都市公園）、南生野公園、淡路地区、三国東地区）		
	取組所属	建設局		
枝番3	目標	避難路を担う都市計画道路の整備並びに鉄道との平面交差を解消する連続立体交差事業の実施		
	主な取組内容	1）避難路を担う都市計画道路の整備事業を実施（豊里矢田線、津守阿倍野線、木津川平野線、尼崎堺線、北野今市線、正連寺川北岸線、歌島豊里線、十三吹田線、淀川北岸線、河堀口舍利寺線、生野線、玉造筋線） 2）連続立体交差事業の実施（阪急電鉄京都線・千里線）		
	取組所属	建設局		
枝番4	目標	避難路における橋梁及び歩道橋の耐震対策の実施		
	主な取組内容	1）避難路に架かる橋梁の耐震性強化のため、1橋（中津高架橋）で耐震対策工事を実施		

		2) 避難路に架かる歩道橋の耐震性強化のため、1 橋（下寺歩道橋）で耐震対策工事を実施
	取組所属	建設局
枝番 5	目標	避難路における電線共同溝の整備
	主な取組内容	築港深江線、福島桜島線、大阪生駒線、大阪中央環状線、大阪和泉南線、大阪高槻京都線、大阪池田線で電線共同溝の整備を実施
	取組所属	建設局

2 指摘及び意見

(1) 【意見29】避難施設の整備・拡充に関する周知（市民に対する情報伝達の視点）

①危機管理室は、避難施設の状況について、常に最新の情報が分かりやすく市民に周知され、迅速な避難行動につながるよう努められたい。

②建設局及び各区は、避難施設の整備・拡充の進捗状況について、適切に市民等へ周知を行われたい。

(理由)

ア 本アクションは、災害から市民等を安全に避難させるため、避難施設（避難場所、避難所、避難路）の整備、拡充を図り、あらかじめ指定するとともに、日頃から市民等への周知徹底を図るものである。

イ しかるに、本アクションの令和2～6年度の必須目標は、①地域毎の避難計画を踏まえた津波避難施設（津波避難ビル、水害時避難ビル）の確保又は充実（AP12-1）、②避難場所となる都市公園の整備・拡充（AP12-2）、③避難路を担う都市計画道路の整備並びに鉄道との平面交差を解消する連続立体交差事業の実施（AP12-3）、④避難路における橋梁及び歩道橋の耐震対策の実施（AP12-4）、⑤避難路における電線共同溝の整備（AP12-5）の5項目である。「市民等への周知徹底」を図る目標が設定されておらず、「市民等への周知徹底」を担う取組所属も不明である。

ウ 「大阪市地域防災アクションプラン」においては、特に人的被害が大きい南海トラフ巨大地震においても、避難迅速化（発災5分後に避難開始）によって人的被害（死者数）を限りなくゼロに近づけることを目標にしている。避難迅速化を実現するためには、災害種別ごとの避難施設（避難場所、避難所、避難路）について、正確な情報が市民に周知されていることが必要である。そのためには、避難施設の整備・拡充を図るのみでなく、避難施設の整備・拡充の状況や、災害種別ごとの避難場所について、常に最新の情報が分かりやすく市民に周知され、迅速な避難行動につながるよう、継続的に市民等への周知徹底が必要である。

エ この点、危機管理室は、「広域避難場所案内板の整備」事業として、案内板等の点検調査及び広域避難場所誘導標識等の整備・更新のための予算を確保している。具体的には、「案内板等の点検調査」の委託料が1,494,675円、「広域避難場所誘導標識等の整備・更新」の委託料が2,000,000円である。

しかし、広域避難場所案内板等の点検調査については、定期的に全ての見回り点検や調査が行われているのではなく、市職員が日常業務や生活において目視する程度とのことである。また、平成30年以降、実際に整備・更新されたのは1か所のみであった。

発災時に広域避難場所案内板が果たす役割が重大であることに鑑みれば、市職員の行動範囲内での目視や、市民からの通報や整備の依頼だけでは点検調査として不足である。危機管理室として予算は確保されているのであるから、年度ごとに重点

点検対象地区を変えて見回り調査を委託するなどの工夫により、過大な費用を生じることなく網羅的な点検、修理を行うことが必要であるし、危機管理室は、広域避難場所案内板の整備に関し、委託等により網羅的に案内板の保守・点検を行うべきである。

オ 以上のとおり、本アクションプランにおいては、危機管理室、建設局及び各区が、自ら「市民等への周知徹底」を図る取組所属として、避難施設への誘導等を行うための施策並びに進捗管理指標を設定すべきである。

危機管理室は、避難施設の状況について常に最新の情報が分かりやすく市民に周知され、迅速な避難行動につながるよう努めるべきである。

また、建設局及び各区は、避難施設の整備・拡充の進捗状況について、適切に市民等への周知を行うべきである。

よって、以上のとおり意見する。

(2) 【意見30】(A P 12-1) 津波避難施設の確保に向けた目標の設定(P D C Aの視点)

該当区は、地域毎の避難計画を踏まえた津波避難施設の確保について、具体的な数値目標を設定し、個別施策シートに記載して進捗管理を行うべきである。

(理由)

ア 大阪市地域防災計画によれば、区役所及び危機管理室は、市民等が津波などの水害から一時的又は緊急に避難・退避する施設として、堅固な高層建物等の人口建造物を確保することとされており、津波避難施設は、避難に重点を置いた対策の一つとして、大阪府による津波浸水想定結果(平成25年8月)を踏まえた17区に加え、河川氾濫(洪水)の浸水想定がある東部の5区で、市民等が津波等から緊急かつ一時的に避難・退避するための施設として確保を進めるとされている。

この点、各区から提出された個別施策シートを見ると、進捗管理指標について、確保した津波避難施設の数に記載したもの(北区)、施設への協力依頼・協定締結の回数を記載したもの(西淀川区)、具体的な数値目標の記載がないもの(西区)など、区によって記載方法が統一されておらず、アクションプラン全体としての目標が明確でない。

イ 危機管理室によると、各区で充足率を満たしているが、津波避難ビルの立地や発災時において、全ての避難ビルが開放できるわけではないため、更なる取組を進めているとのことであり、「多くの施設を確保することが望ましいので、数値目標は設定していない。」とのことである。しかし、本アクションプランによって達成すべき理想的状態に到達しているのであれば、一旦、本アクションプランについては完了させて別のアクションプランに人的資源を割くべきである。継続するのであれば、目指すべき状態に到達するための数値目標を具体的に設定して実行すべきであるが、現在の目標設定は、理想的な状態から逆算する、いわゆるバックキャスト的な観点を欠いているように思われ、人的資源が非効率に用いられているように思われる。

については、既に津波避難施設の数が増えているということであれば、次に目指すべき状態を明確にした上で改めて目標を設定し直すなど、本アクションプランの今後の取り扱いについて検討されたい。

(3) 【意見31】(A P 12-2) 避難場所となる都市公園の整備・拡充に関する市民等への周知(市民に対する情報伝達の視点)

建設局は、避難場所となる都市公園の整備・拡充の進捗状況について、適切に市民等へ周知を行われたい。

(理由)

ア 大阪市地域防災計画においては、避難場所とは、地震、大規模火災や津波等の被害から身を守るために緊急に避難する場所であり、用途に応じて「広域避難場所」

「一時避難場所」「津波避難施設」として整備を図るとされている。

広域避難場所は、火災に対して安全な空間として危機管理室が確保するとされており、関係する所属は、災害応急対策活動の拠点としての機能確保に努める、一時的に広域避難場所を生活の場とする可能性もあるため、避難生活に対応するための機能の充実にも努めるとされている。

また、一時避難場所は、区役所が、コミュニティ単位における安全な空間として確保するとされている。

イ 建設局は、公園の整備事業を所管する部局として、本アクションプランの取組所属とされており、個別施策シートには、必須施策として13か所の公園整備事業を実施することを記載しているが、これを必須施策とした理由は、危機管理室が必須と任意の考え方を整理、仕分けをしているため回答しかねるとのことであった。

ウ 建設局の個別施策シートでは、必須施策とされた13か所の公園整備事業のうち各年度の実施箇所数が目標値や取組結果として記載されているため、その範囲での進捗管理は可能である。しかし、災害から市民等を安全に避難させるため、避難施設の整備・拡充を図り、あらかじめ指定するとともに日頃から市民への周知徹底を図るという本アクションの内容からすれば、避難場所となる都市公園の整備・拡充の進捗状況について、適切に市民等へ情報提供が行われることが望ましい。

よって、上記のとおり意見する。

(4) 【意見32】(A P 12- 3) 避難路を担う都市計画道路の整備に関する情報提供 (P D C A / 市民に対する情報伝達の視点)

建設局においては、個別施策シートに必須施策として記載した避難路を担う都市計画道路の整備状況について、路線ごとの整備状況を具体的に記載されたい。また、危機管理室は建設局と連携して、市民に対し、整備未了の期間における代替の避難路などの情報を提供されたい。

(理由)

ア 本アクションプランの個別施策シートには、必須施策として、避難路を担う都市計画道路の整備事業として、豊里矢田線をはじめとする12路線の整備事業を実施すると記載されている（令和2年度の個別施策シートに記載されたのは10路線だったが、令和3年度は生野線と玉造筋線の2路線が追加された。）。

イ 他方、必須施策の進捗管理指標は「都市計画道路の整備」、短期取組・中期取組・最終取組は「都市計画道路の整備プログラムに基づき道路整備を推進」と記載されているのみで、進捗評価における単位・目標値・取組結果・実績値は全て「一」と記載されている。

これでは、個別施策シートの受領者において、必須施策とされた避難路を担う都市計画道路の整備状況を把握することができず、目標に対する進捗評価（B評価）の根拠も分からず、市民の避難行動につなげることもできない。

必須施策の 実施	目標 番号	施策 番号	個別施策（取組内容）							
	3	1	避難路を担う都市計画道路の整備事業を実施（豊里矢田線、津守阿倍野線、木津川平野線、尼崎堺線、北野今市線、正蓮寺川北岸線、歌島豊里線、十三吹田線、淀川北岸線、河堀口舍利寺線、生野線、玉造筋線）							
	3	2	連続立体交差事業の実施（阪急電鉄京都線・千里線）							
	目標 番号	施策 番号	枝番	進捗管理指標	単位	短期取組 （R 2）	中間取組 （R 3 ～R 4）	最終取組 （R 5 ～R 6）		
	3	1	1	都市計画道路の整備		都市計画道路の整備プログラムに基づき道路整備を推進				
	3	2	1	事業進捗率（1 か所）	%	74	88	89		
① ② ③ ④ ⑤ ⑥ 進捗評価 ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪										
取組期間	目標 番号	施策 番号	枝番	進捗管理指標	単位	目標値	取組結果	実績値	個別施策の 進捗評価	目標に対する 進捗評価
R 3	3	1	1	都市計画道路の整備	－	－	－	－	①	B
R 3	3	2	1	事業進捗率（1 か所）	%	84	82	82	①	B

（建設局作成の令和3年度A P12－3個別施策シートから抜粋）

ウ 本アクションは、災害から市民等を安全に避難させるため、避難路の整備・拡充を図り、あらかじめ指定するとともに日頃から市民等への周知徹底を図るものである。したがって、個別施策シートによる進捗管理も、市民の避難行動につなげることを意識した取組が必要である。また、整備未了の避難路については、当該避難路の完成時期や、整備未了の期間における代替の避難路などの情報が提供されてしかるべきである。

よって、上記のとおり意見する。

第10【A P 13 災害時の市民等への広報体制の整備・充実】

1 アクションプランの概要

No.	13	災害時の市民等への広報体制の整備・充実	主担当	政策企画室
事業概要		本アクションは災害発生時の市民等への情報伝達体制の整備・充実に関するものであり、4つの枝番により構成される。 【A P 13－1】 広報手段や必要な人員の体制といった災害時の広報活動体制を整備しておくとともに、広報する内容や情報発信機会の充実が求められる。 【A P 13－2】 平時から各種報道機関等との連携体制を確認し、改善の取組を行うことが求められている。 【A P 13－3】 新たなデジタル同報無線設備の整備 【A P 13－4】 災害時に災害の規模、浸水からの避難の要否、被害の状況等を発信することで、市民等が自らの判断で行動がとれるようにするとともに、様々な人に迅速・的確に情報が伝わるよう努めることが求められている。		
枝番1	目標	災害時における広報活動体制の整備・広報内容や発信機会の充実		
	主な取組内容	広報活動体制について確認		
	取組所属	政策企画室、危機管理室、ICT戦略室		
枝番2	目標	平時からの各種報道機関等との連携体制の確認・改善		
	主な取組内容	各種報道機関等との連携体制について確認		
	取組所属	政策企画室		
枝番3	目標	新たなデジタル同報無線設備の整備		
	主な取組内容	新たなデジタル同報無線設備の整備		
	取組所属	危機管理室		
枝番4	目標	市民等に対し、自らの判断で行動がとれるようにするとともに、様々な人に迅速・的確に情報が伝わるように努める		
	主な取組内容	初期初動からのホームページ・SNSによる情報発信研修・訓練を実施する。		
	取組所属	政策企画室		

2 指摘及び意見

【意見33】（A P 13－1）防災訓練時のラジオの活用（市民に対する情報伝達の視点）

危機管理室は、A P 13－1（災害時の市民等への広報体制の整備・充実）に関し、危機管理室が定期的に行っている適宜の防災訓練において、ラジオ放送局に対し、訓練放送を行うよう積極的に働きかけ、発災時にラジオによる市民への情報伝達の有効性も確認しておくべきである。

(理由)

大規模災害発生時、停電が発生すると、テレビやインターネット等からの情報入手は困難となり、市民の情報入手手段はラジオに限られることとなる。また、自動車等を運転中の市民に対する緊急情報の発信や、視覚に障害のある市民への情報伝達にもラジオが有用である。

現在、危機管理室で定期的に行っている訓練において、ラジオによる情報伝達の訓練は行われていない。ラジオ放送は、放送局の協力なくして行えないものであるものの、危機管理室として、「災害時における放送要請に関する協定書」を締結しているラジオ放送各局に対し、訓練に合わせて訓練放送を行うなどの協力を要請することは可能である。発災時、迅速に、適切な内容の情報をラジオで放送できる体制を確実に確保するためにも、可能な限り各ラジオ放送局による訓練への協力・参加が望ましい。

よって、上記のとおり意見する。

第11【A P 14 災害ボランティアの充実と連携強化】

1 アクションプランの概要

No.	14	災害ボランティアの充実と連携強化	主担当	危機管理室
事業概要		A P 14は、災害ボランティアの充実と連携強化に関するものであり、2つの細目（枝番）により構成される。 【A P 14－1】 ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性を踏まえ、その自主性を尊重しつつ、災害対策全般において、ボランティア団体等と連携した取組が行えるよう、ボランティアの活動環境の整備完了ならびに防災協定の締結を目的とする。 【A P 14－2】 幅広い市民層との交流を積極的に推進しながら、ボランティア個人や市民活動団体等が、多種多様な活動を展開するために整備される活動拠点の整備完了を目的とする。		
枝番1	目標	社会福祉協議会と連携した災害ボランティアの活動環境の整備		
	主な取組内容	災害ボランティアの活動環境を整備する為、ボランティア受入について社会福祉協議会と連携した訓練を行う。		
	取組所属	全区		
枝番2	目標	社会福祉協議会など関係団体との協力体制の確認・改善		
	主な取組内容	【危機管理室】 1) 市社会福祉協議会と連携した災害ボランティアセンター研修の受講 2) 市社会福祉協議会と連携した災害ボランティアセンター開設訓練の実施 【市民局】 各種関係団体との協力体制について確認		
	取組所属	危機管理室、市民局		

2 指摘及び意見

【意見34】（A P 14－2）防災訓練の充実（P D C Aの視点）

- ①各区は、社会福祉協議会と連携した防災訓練において、ボランティアニーズとのマッチングを含めた訓練を実施されたい。
- ②策定チームは、各区の防災訓練の内容が、最低限必要な内容を満たすように適切な助言をされたい。

（理由）

本アクションプランのための個別施策として、ボランティアセンターの開設訓練を行っている区もあれば、区社協との意見交換を行っている区、単に「協力体制の確認」としている区など、様々な区がある。提出された個別施策シートからは、全ての区においてボランティアセンターの開設訓練など実務的なエラーチェックと、マニュアル等への反映（P D C Aサイクル）が行われているかを判断することはできない。

この点、天王寺区では、開設訓練を行った上で、情報伝達も含めた作業を行っているとのことである。また、生野区、西淀川区においても、開設訓練を行っており、情報伝達についてもシミュレーションを行っているとのことである。しかし、城東区では、平成30年度に区社協とボランティアセンターの立ち上げ訓練を行ってはいるものの、それ以降は会議が中心となっており、開設訓練までは行えていないようである。

このように、各区と区社協の連携状況、ボランティアセンター開設、運営の訓練状況については濃淡があり、最低限、満たすべき水準を全ての区が満たせるように策定チームにおいて横断的な目線で進捗管理をしていく必要がある。

ついては、全ての区において、ボランティアセンターの開設訓練を進捗管理指標とするとともに、策定チームにおいてその実施状況の報告を受け、各区に助言をされたい。

第12【A P 15 市設建築物の耐震化の推進】

1 アクションプランの概要

No.	15	市設建築物の耐震化の推進	主担当	該当所属、 都市整備局
事業概要	本アクションでは、大阪市の定めた「大阪市耐震改修促進計画」(R3.3改定)に基づき、それぞれの室局において、各所管の市設建築物の耐震対策(特定天井脱落対策等を含む)を実施することが求められる。 該当所属の報告によると、令和3年度末で残り12棟が対策未了だが、令和6年度には概ね完了する見込みとのことである。			
枝番 1	目標	「大阪市耐震改修促進計画」(R3.3改定)に基づき、市設建築物の耐震対策(特定天井脱落対策等を含む)の実施		
	主な取組内容	災害対策施設等の耐震化を実施		
	取組所属	該当所属、都市整備局(進捗のとりまとめ)		

2 指摘及び意見

【意見35】(A P 15) 民間との合築施設の耐震化状況に関する情報提供(市民に対する情報伝達の視点)

都市整備局は、災害対策施設等の耐震化の状況について、民間との合築施設についても、市民への情報提供を検討されたい。

(理由)

都市整備局は、災害対策施設等の耐震化の状況をホームページで公表し、耐震基準を満たしていない災害対策施設等は令和4年4月時点で残り12棟としているが、小さな文字で「民間との合築施設を除く」と表記しており、民間との合築施設の耐震化状況を公表していない。<https://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000340839.html>

他方、大阪港湾局作成の個別施策シートによれば、耐震対策について民間と合築のため令和6年度までに所有者との協議を進めるとされている施設が4件、令和7年までに特定天井脱落対策について施設利用者との調整協議を行うとされている施設が2件ある。このうち1件は舞洲体育館であり、多くの市民が集まる施設であるにもかかわらず、こうした施設の耐震化状況について、大阪市のホームページで公表されないのは適当でない。

合築施設のため、民間事業者の理解を得る必要はあるが、市民が利用する施設の耐震化の状況については、可能な限り市民に情報提供することを検討すべきである。

第13【A P 16 広域緊急交通路等の通行機能確保】

1 アクションプランの概要

No.	16	広域緊急交通路等の通行機能確保	主担当	建設局 大阪港湾局
事業概要	本アクションは、災害時に災害応急対策活動を迅速、的確に実施するため、広域緊急交通路を整備し、中枢防災活動拠点からコミュニティ防災活動拠点まで、相互の連絡、支援がスムーズに行えるよう、情報と物流のネットワークの構築を図るものであり、4つの細目（枝番）により構成される。 【A P 16－1】 緊急交通路を担う都市計画道路の整備 【A P 16－2】 緊急交通路における橋梁の耐震対策の実施 【A P 16－3】 緊急交通路における電線共同溝の整備 【A P 16－4】 緊急交通路における管路（下水）の耐震化			
枝番 1	目標	緊急交通路を担う都市計画道路の整備		
	主な取組内容	緊急交通路を担う都市計画道路の整備事業を実施（尼崎平野線、桜島東野田線、新庄長柄線、東野田河堀口線、長柄堺線）		
	取組所属	建設局		
枝番 2	目標	緊急交通路における橋梁の耐震対策の実施		
	主な取組内容	【建設局】 緊急交通路（代替路含む）に架かる橋梁の耐震性強化のため、3橋（中津高架橋、阪急高架橋、十三バイパス）で耐震対策工事を実施 【大阪港湾局】 主要橋梁等の南海トラフ巨大地震対策の実施（新木津川大橋の耐震改良工事）		
	取組所属	建設局、大阪港湾局		
枝番 3	目標	緊急交通路における電線共同溝の整備		
	主な取組内容	築港深江線、福島桜島線、大阪生駒線、南北線、大阪中央環状線、大阪和泉泉南線、大阪高槻京都線、国道176号、大阪池田線で電線共同溝の整備を実施		
	取組所属	建設局		
枝番 4	目標	緊急交通路における下水道管路の耐震化		
	主な取組内容	下水道管路の耐震化対策の実施		
	取組所属	建設局		

2 指摘及び意見

(1) 【意見36】(A P16-1) 緊急交通路を担う都市計画道路の整備状況に関する情報提供 (PDCA/市民に対する情報伝達の視点)

建設局においては、個別施策シートに必須施策として記載した緊急交通路を担う都市計画道路の整備状況について、路線ごとの整備状況を具体的に記載されたい。また、危機管理室は建設局と連携して、災害時に災害応急対策活動を担う関係機関に対し、整備未了の期間における代替路などの情報を提供されたい。

(理由)

ア 本アクションは、災害時に災害応急対策活動を迅速、的確に実施するため、広域緊急交通路を整備し、中枢防災活動拠点からコミュニティ防災活動拠点まで、相互の連絡、支援がスムーズに行えるよう、緊急交通路を担う都市計画道路の整備を行うものである。

イ 本アクションプランの個別施策シートには、緊急交通路を担う都市計画道路の整備事業として、尼崎平野線、桜島東野田線、新庄長柄線、東野田河堀口線、長柄堺線の5路線の整備事業を実施すると記載されている。

ウ 他方、必須施策の進捗管理指標は「都市計画道路の整備」、短期取組・中期取組・最終取組は「都市計画道路の整備プログラムに基づき道路整備を推進」と記載されているのみで、進捗評価における単位・目標値・取組結果・実績値は全て「-」と記載されている。

これでは、個別施策シートの受領者において、必須施策とされた緊急交通路を担う都市計画道路の整備状況を把握することができず、目標に対する進捗評価 (B評価) の根拠も分らない。

必須施策の 実施	目標 番号	施策 番号	個別施策（取組内容）							
	1	1	緊急交通路を担う都市計画道路の整備事業を実施（尼崎平野線、桜島東野田線、新庄長柄線、東野田河堀口線、長柄堺線）							
	目標 番号	施策 番号	枝番	進捗管理指標	単位	短期取組 （R 2）	中間取組 （R 3 ～R 4）	最終取組 （R 5 ～R 6）		
	1	1	1	都市計画道路の整備	都市計画道路の整備プログラムに基づき道路整備を推進					
①	②	③	④	⑤	⑥ 進捗評価	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
取組期間	目標 番号	施策 番号	枝番	進捗管理指標	単位	目標値	取組結果	実績値	個別施策の 進捗評価	目標に対する 進捗評価
R 3	1	1	1	都市計画道路の整備	－	－	－	－	①	B

(建設局作成の令和3年度A P16-1 個別施策シートから抜粋)

エ 緊急交通路の整備計画や整備状況は、災害時における災害応急対策活動 (救助・救急、医療、消火、緊急物資の供給など) に大きな影響を与えることから、災害応急対策活動を担う関係機関に対し、常に最新の情報を分かりやすく提供する必要がある。個別施策シートによる進捗管理も、災害時における迅速、的確な災害応急対策活動につながることを意識した取組が求められる。また、整備未了の緊急交通路については、災害時に災害応急対策活動を行う関係機関に対し、当該緊急交通路の完成時期や、整備未了の期間における代替路などの情報が提供されてしかるべきで

ある。
よって、上記のとおり意見する。

(2) 【意見37】(A P 16－2) 緊急交通路における橋梁の耐震対策（P D C A／市民に対する情報伝達の視点）

大阪港湾局においては、本アクションプラン必須目標である「緊急交通路における橋梁の耐震対策の実施」の状況について、個別施策シートに橋梁ごとの耐震対策の実施状況を具体的に記載されたい。

(理由)

ア 本アクションプランは、災害時に災害応急対策を迅速、的確に実施するため、事前に緊急交通路及び輸送基地を指定し、その整備を推進するとともに、それらを構成する土木施設等の耐震性等を強化し、防災性の向上を図るものとして、緊急交通路における橋梁の耐震対策の実施を必須施策とするものである。

イ 本アクションプランに関する大阪港湾局作成の令和３年度の個別施策シートでは「主要橋梁等の南海トラフ巨大地震対策の実施」が必須施策とされており、「主要橋梁等の南海トラフ巨大地震への安全性を確認または対策を完了した施設」を進捗管理指標として、短期取組（令和２年度）において９施設、中期取組（令和３～４年度）において９施設、最終取組（令和５～６年度）において１１施設とされている。令和３年度の進捗評価は、目標値・取組結果・実績値ともに９施設、目標に対する進捗評価Ａとされている。

必須施策の実施	目標 番号	施策 番号	個別施策（取組内容）							
	2	1	主要橋梁等の南海トラフ巨大地震対策の実施							
	目標 番号	施策 番号	枝番	進捗管理指標	単位	短期取組 （R 2）	中間取組 （R 3 ～R 4）	最終取組 （R 5 ～R 6）		
	2	1	1	主要橋梁等の南海トラフ巨大地震への安全性を確認または対策を完了した施設	施設	9	9	11		
①	②	③	④	⑤	⑥ 進捗評価	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
取組期間	目標 番号	施策 番号	枝番	進捗管理指標	単位	目標値	取組結果	実績値	個別施策の 進捗評価	目標に対する 進捗評価
R 3	2	1	1	主要橋梁等の南海トラフ巨大地震への安全性を確認または対策を完了した施設	施設	9	9	9	①	A

(大阪港湾局作成の令和３年度A P 16の個別施策シートから抜粋)

ウ 大阪港湾局からのヒアリング及び予算事業別調書によれば、大阪港では、阪神淡路大震災を教訓に、緊急交通路上の橋梁・トンネル（11施設）や、岸壁等の港湾施設の耐震改良を進めてきたが、平成24年に内閣府より南海トラフ巨大地震モデル及び被害想定が公表され、地震動、液状化、津波など新たな知見に基づく結果が示されたことを受け、平成26年度から港湾局所管の緊急交通路上等の10施設（8橋2トンネル）を対象に調査を開始し、地震動、液状化、津波に関する安全性の概略検討

を行い、対策が必要な施設の絞り込みを行った。平成27年度には、地震動と液状化について対象施設を絞り込み詳細検討を行うとともに、南港ポートタウン線を対象施設に追加し、対象施設を11（9橋、2トンネル）とした。平成28年度は、咲州トンネル及び南港ポートタウン線の地震動の詳細検討を行い、耐震施設の絞り込みを行った。

以上の検討により、11施設中9施設（此花大橋、夢舞大橋、南港大橋、正平橋、かもめ大橋、平林大橋、柴谷橋、咲州トンネル、夢咲トンネル）は安全性が確認され、2施設（新木津川大橋、南港ポートタウン線）は耐震工事が必要となった。

このうち、新木津川大橋については、平成29年度から基本設計、平成30年度に詳細設計を実施し、令和元年度より耐震化工事に着手しており（事業期間は平成29年度から令和5年度、総事業費31.7億円）、令和6年度に完了予定とのことである。

他方、南港ポートタウン線は、大阪市高速電軌道株式会社（大阪メトロ）が費用を負担して実施予定とのことであり、令和7年度に完了予定とのことである。

エ 以上の事業内容からすれば、令和2～6年度における大阪港湾局の取組内容としては、新木津川大橋の耐震工事に限定されている。

また、大阪メトロが費用負担をして実施予定の南港ポートタウン線の耐震工事について、大阪港湾局がどうやって進捗管理を行うのか、そもそも南港ポートタウン線が「緊急交通路」（災害対策基本法第76条）に該当するのか等、疑問なしとしない。

オ 緊急交通路における橋梁の耐震対策の実施状況は、災害時における災害応急対策活動（救助・救急、医療、消火、緊急物資の供給など）に大きな影響を与えることから、危機管理室のほか、災害応急対策活動を担う関係機関に対し、常に最新の情報を分かりやすく提供する必要がある。個別施策シートによる進捗管理も、災害時における迅速、的確な災害応急対策活動につながることを意識した取組が求められる。

よって、上記のとおり意見する。

第14【A P17 水道施設の耐震化等の推進】

1 アクションプランの概要

No.	17	水道施設の耐震化等の推進	主担当	水道局
事業概要		本アクションは、取・浄・配水場の土木構造物について、震災時の全面停止及び広域的な断水を回避するため、耐震化すべき浄水系統を設定し、効率的に耐震化を実施すること、管路については、地震直後においても、当面必要となる水量を供給できる管路網を構築するため、地震時に被害が集中する鋳鉄管や重要給水施設に至る管路の更新を優先的に進めるなど、効果的に耐震化を実施等するものであり、6つの細目（枝番）により構成される。 【A P17－1】 豊野浄水場の耐震化 【A P17－2】 鋳鉄管の解消 【A P17－3】 国のガイドラインで定める重要給水施設に至る配水本管及び配水支管の「耐震管」化を進め、特に、広域避難場所（34か所）及び災害医療機関（94か所）に至る管路については最優先で実施（～令和9年度） 【A P17－4】 浄水場への自家発電施設設備の整備 【A P17－5】 災害時における安定した電力の確保 【A P17－6】 水道施設の耐水化		
枝番1	目標	豊野浄水場の耐震化		
	主な取組内容	豊野浄水場の耐震化を実施		
	取組所属	水道局		
枝番2	目標	鋳鉄管の解消		
	主な取組内容	鋳鉄管を耐震管に更新		
	取組所属	水道局		
枝番3	目標	国のガイドラインで定める重要給水施設に至る配水本管及び配水支管の「耐震管」化を進め、特に、広域避難場所（34か所）及び災害医療機関（94か所）に至る管路については最優先で実施（～令和9年度）		
	主な取組内容	重要給水施設に至る管路の耐震化工事を実施		
	取組所属	水道局		
枝番4	目標	浄水場への自家発電施設設備の整備		
	主な取組内容	浄水場に自家発電設備を設置		
	取組所属	水道局		

枝番5	目標	災害時における安定した電力の確保
	主な取組内容	他水道事業体と連携し、国等へ電力使用制限の除外等の配慮を要請
	取組所属	水道局
枝番6	目標	水道施設の耐水化
	主な取組内容	柴島浄水場配水施設の耐水化を実施
	取組所属	水道局

2 指摘及び意見

(1) 【意見38】(A P17-2) 事業計画の見直しに伴う新たな進捗管理指標の設定(P D C Aの視点)

水道局は、事業計画の見直しに伴い、令和3年度取組内容を「基幹管路における鋳鉄管を耐震管に更新」に変更したことを個別施策シートに明記している。こうした施策の変更をシートに正しく反映させることは有用と思われるが、変更後の施策についても、新たな進捗管理指標と目標値を設定されたい。

(理由)

ア 水道局は、南海トラフ巨大地震や上町断層帯等の大規模地震に備えるため、管路の耐震化を積極的に進める必要があるとして、「管路耐震化促進・緊急10か年計画」(平成30年度～平成39年度、総事業費1900億円)により、地震被害や漏水事故が集中する鋳鉄管及び使用可能年数を迎えるダクタイル鋳鉄管を脆弱管と位置付け、短期集中的に耐震管に更新することとした。

本アクションプランにおいても、令和2～6年度の必須目標を「鋳鉄管の解消」、令和2年度の個別施策シートにおける必須施策を「鋳鉄管を耐震管に更新」とし、平成29年度以前の管路更新実績に基づき、管路更新の目標を年間60km以上に設定していた。

イ しかし、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、今後の水需要や給水収益予測への影響が見込まれた。

また、水道局は、耐震管路網の早期構築を目指して、民間事業者へ配水管更新事業の運営権を設定する「大阪市水道PFI管路更新事業」を公募したが、応募者が辞退し、入札に至らなかった。

こうした状況を踏まえ、水道局は、経営戦略を見直し、管路の耐震整備について更新対象を絞り込み、計画事業量を減少させる必要が生じたことから、令和3年度に施設整備計画を見直し、まずは対策が急務となっている南海トラフ巨大地震発生時においても当面必要となる水道水を供給できるよう、浄配水施設と連携して当該地震発生時における広域的な断水リスクを減少させることを目指し、基幹管路の耐震化を優先して行うこととした。

ウ 令和3年度の個別施策シートには、備考欄に、事業計画の見直しに伴い、令和3年度以降は取組内容を「基幹管路における鋳鉄管を耐震管に更新」に変更したことが明記されている。こうした施策の変更を、個別施策シートにも正しく反映することは、P D C Aの観点からも有用と思われる。

エ もっとも、事業計画を見直した後の進捗管理指標や目標値については、個別施策シートに記載されておらず、進捗管理指標も目標値も「工事の実施」と記載されるにとどまっている。

この点、水道局のホームページに掲載された「PFI管路更新事業の総括及び今後の基本的方向性について」(令和4年1月)によれば、基幹管路の鋳鉄管55km(令

和 2 年末残存量) のうち当面の局実施15kmを除く40kmを 8 年程度 (令和 6 ～13 年度) の事業期間に官民連携方式 (B T 方式) で実施することを想定しているとのことである。

このような事業計画の変更についても、個別施策シートに反映させ、進捗管理指標と目標値を設定すべきである。

オ なお、水道局のホームページによれば、大阪市における管種別の延長や管路の耐震化の状況は、下表のとおりである。

これによれば、基幹管路の铸铁管を耐震管に更新してもなお、基幹管路以外の铸铁管 (401km-52km) の耐震化は未了であり、基幹管路においても非耐震のダクタイル铸铁管 (358km) は耐震化未了であるから、今後、これらの耐震化をどのように進めるかについても検討が必要である。

管路延長表 (2021 年度 (令和 3 年度) 末)

区分		全体延長	
		内、基幹管路※	
合計延長	a	5,221 km	748 km
铸铁管		401 km	52 km
ダクタイル铸铁管 (一般)		2,673 km	358 km
ダクタイル铸铁管 (耐震)		1,594 km	231 km
鋼管		112 km	107 km
その他 (塩化ビニル管等)		441 km	0 km
全管路の法定耐用年数 (布設後 40 年を経過) を超えた管	b	2,705 km	
法定耐用年数超過管路率	$b \div a$	51.8 %	
全管路の耐震管 (ダクタイル铸铁管 (耐震)・鋼管)	c	1,706 km	
管路の耐震管率	$c \div a$	32.7 %	
基幹管路の耐震管+耐震適合管	d	490 km	
基幹管路の耐震適合率	$d \div a$	65.5 %	

※ 導水管、送水管と給水分岐のない配水管のこと。(口径 400mm 以上の管路)

(<https://www.city.osaka.lg.jp/suido/page/0000091835.html> より抜粋)

(2) 【意見39】(A P 17- 3) 事業計画の見直しに伴う新たな進捗管理指標の設定 (P D C A の視点)

水道局は、事業計画の見直しに伴い、令和 3 年度 of 取組内容を「国のガイドラインで定める重要給水施設のうち、災害医療機関・広域避難場所に至る配水本管及び配水支管の耐震化を進め、特に災害拠点病院 (3 か所) に至る管路については最優先で実施」に変更したことを個別施策シートに明記している。こうした施策の変更をシートに正しく反映させることは有用と思われるが、変更後の施策についても、新たな進捗管理指標と目標値を設定されたい。また、上記 3 か所の災害拠点病院以外の重要給水施設 (広域避難場所34か所、災害医療機関91か所) に至る管路の耐震化についても、速やかに計画を立案されたい。

(理由)

ア 本アクションプランにおいては、国のガイドライン (平成29年 5 月に厚生労働省が作成した「重要給水施設管路の耐震化計画策定の手引き」) で定める重要給水施設 (災害医療や避難対策及び災害対応における給水の重要性を考慮して選定される施設であり、国のガイドラインによれば、医療機関、避難場所・避難地、避難所、福祉施設及び災害拠点等があげられる。) に至る配水本管及び配水支管の「耐震管」化を進め、特に、広域避難場所 (34か所) 及び災害医療機関 (94か所) に至る管路

については令和9年度までに最優先で実施することが必須目標とされている。

なお、ここでいう「耐震管」化とは、铸铁管だけでなく、地震の揺れで継手部分が抜け出すおそれがあるダクタイル铸铁管についても、離脱防止継手を有するダクタイル铸铁管または溶接鋼管へと更新することとされている。

このため、令和2年度の個別施策シートにおいては、「重要給水施設に至る管路の耐震化工事を実施」が必須施策とされ、令和4年度時点で20か所完了、令和9年度時点で全128か所完了に向けて工事を実施することが目標とされた

イ しかし、前記【A P17-2】にも記載のとおり、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、今後の水需要や給水収益予測への影響が見込まれたことに加え、管路更新を大幅に促進するために導入に向けて取り組んできた「大阪市水道PFI管路更新事業」が事業者の選定に至らず、事業を取り巻く環境に変化が生じた。

こうした状況を踏まえ、水道局は、管路の耐震整備について、更新対象を絞り込み計画事業量を減少させる必要が生じたことから、令和9年度までに広域避難場所及び災害医療機関（計129か所）全てを対象に予定していた施設整備計画を見直し、まずは対策が急務である災害拠点病院のうち3か所に至る管路を最優先の対象として整備していくこととした。

ウ 令和3年度の個別施策シートには、事業計画の見直しに伴い、取組内容を「重要給水施設（災害拠点病院3か所）に至る管路の耐震化を実施」に変更したことを記載している。こうした施策の変更を、個別施策シートにも正しく反映することは、PDCAの観点からも有用と思われる。

もっとも、事業計画を見直した後の進捗管理指標や目標値については、個別施策シートに記載されておらず、進捗管理指標も目標値も「工事の実施」と記載されるにとどまっている。これでは、今後の施設整備計画が不明であり、目標に対する進捗評価を「A」としている理由も不明である。

また、今般、事業計画の見直しに伴い、最優先で管路の耐震化を実施するとされた災害拠点病院3か所以外の重要給水施設（災害医療機関91か所及び広域避難場所34か所）に至る管路の耐震化をどのように進めるかについても、早急な検討が必要である。

第15【A P 19 都市施設の防災機能の強化】

1 アクションプランの概要

No.	19	都市施設の防災機能の強化	主担当	大阪港湾局
事業概要	本アクションは、大阪港港湾計画に基づき、緊急物資輸送に資する耐震強化岸壁の整備や国際海上コンテナ輸送の機能維持に資する耐震強化岸壁の整備を推進するものである。			
	目標	夢洲地区における、国際海上コンテナ輸送の機能維持に資する耐震強化岸壁の整備の推進		
	主な取組内容	夢洲C12既設部及び延伸部の荷捌地の耐震化		
	取組所属	大阪港湾局		

2 指摘及び意見

【意見40】（A P 19）夢洲C12荷捌地の耐震改良、岸壁延伸の進捗評価（P D C Aの視点）

大阪港湾局は、本アクションプランにおける個別施策シート記載の進捗管理指標に照らし、現状の取組結果及び実績値が進捗評価Aと評価できるか、改めて検討された。

（理由）

ア 本アクションプランは、大阪港港湾計画に基づき、緊急物資輸送に資する耐震強化岸壁の整備や国際海上コンテナ輸送の機能維持に資する耐震強化岸壁の整備を推進するものであり、夢洲地区における国際海上コンテナ輸送の機能維持に資する耐震強化岸壁の整備の推進を令和2～6年度の必須目標とするものである。

イ 個別施策シートにおいては、「夢洲C12既設部及び延伸部の荷捌地の耐震化」が必須施策とされている。同事業は、大規模地震発生時においても基幹的な国際海上コンテナ輸送を確保し、市民生活への影響を最小限に抑えることを目的とした国直轄事業であり、国が耐震強化岸壁に指定している岸壁の背後にある荷捌地の耐震化である。

令和3年度の予算事業別調書によれば、全体計画として、平成25年度～令和元年度まで岸壁整備（平成28年度棧橋部供用）、平成25年度～令和6年度まで荷捌地整備が予定されている。

大阪市の事業費負担割合は3分の1であり、事業費（大阪市負担額）の推移は、以下のとおりである。

	H27 決算	H28 決算	H29 決算	H30 決算	R 1 決算	R 2 決算見込	R 3 予算
岸壁 延伸	1,127,019	1,188,523	80,878				
耐震 改良	210,667	0	0	207,230	185,050	45,450	1,800,000

ウ 個別施策シートにおいては、荷捌地耐震化済面積が進捗管理指標とされており、短期取組（令和2年度）1.7ha、中間取組（令和3～4年度）20ha、最終取組（令

和5～6年度) 29.1haとされている。

これに対し、令和3年度の個別施策シートには、荷捌地耐震化済面積の目標値、取組結果、実績値ともに0にもかかわらず、目標に対する進捗評価はAとされている。大阪港湾局によれば、その理由は、利用者(夢洲コンテナターミナル株式会社)との調整があつて耐震化ができなかったが、事業計画上の目標値を満足しているためA評価としているとのことである。

必須施策の 実施	目標 番号	施策 番号	個別施策（取組内容）							
	1	1	夢洲C12既設部及び延伸部の荷捌地の耐震化							
	目標 番号	施策 番号	枝番	進捗管理指標	単位	短期取組 （R 2）	中間取組 （R 3 ～R 4）	最終取組 （R 5 ～R 6）		
	1	1	1	荷捌地耐震化済面積	ha	1. 7	20	29. 1		
①	②	③	④	⑤	⑥ 進捗評価	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
取組期間	目標 番号	施策 番号	枝番	進捗管理指標	単位	目標値	取組結果	実績値	個別施策の 進捗評価	目標に対する 進捗評価
R 3	1	1	1	荷捌地耐震化済面積	ha	0	0	0	①	A

(大阪港湾局作成の令和3年度A P19の個別施策シートから抜粋)

エ 令和2年度の予算事業別調書には、「耐震改良に必要となる土地取得及び舗装補償と取得した土地の地盤改良を実施する(約6.3ha)」として18.59億円が予算計上されるも、令和3年度の予算事業別調書によれば、令和2年度の決算見込は4545万円にとどまり、令和3年度も「背後の荷捌地において耐震改良に必要となる土地取得及び取得した土地の地盤改良を実施する(約4.1ha)」として18億円の事業費が計上されており、令和2年度に予定していた事業が令和3年度にずれ込んだことが分かる。

オ 本アクションプランが、夢洲地区における国際海上コンテナ輸送の機能維持に資する耐震強化岸壁の整備の推進を令和2～6年度の必須目標とするものであり、事業の全体計画としても令和6年度までに29.1haの荷捌地の耐震化を予定していることからすると、令和2年度に予定されていた土地取得及び地盤改良が令和3年度にずれ込んだ上に、令和3年度における耐震化済み面積が0というのは、事業自体が計画より遅れているといわざるを得ず、進捗評価Aとするのは適切でないと思われる。

第16【A P 21 市設建築物の応急対策】

1 アクションプランの概要

No.	21	市設建築物の応急対策	主担当	危機管理室
事業概要		A P 21は、市設建物の応急対策に関するものであり、2つの細目（枝番）により構成される。 A P 21－1、A P 21－2は、いずれも、各施設の特異性等を考慮して情報収集及び伝達、利用者の安全確保、施設保全、被害状況把握等の適切な対応を迅速かつ効果的に行うことを目的とする。各施設の実際の管理者と日常より相互に緊密な連携をとり、災害発生時に備え、あらかじめ具体的な諸活動にかかる対策を定めるよう求めるものである。また、各施設の特異性等を考慮して情報収集及び伝達、利用者の安全確保、施設保全、被害状況把握等の適切な対応を迅速かつ効果的に行うことも目的としている。 【A P 21－1】 上記の目的を達成するための前提として、施設ごとの安全確認カルテの作成・更新を定める。 【A P 21－2】 上記目的達成のため、建物の安全確認に関する訓練等の実施を定める。		
枝番1	目標	施設ごとの安全確認カルテの作成・更新		
	主な取組内容	施設ごとの安全確認カルテの作成・更新		
	取組所属	該当所属		
枝番2	目標	建物の安全確認に関する訓練等の実施		
	主な取組内容	建物の安全確認に関する訓練等の実施		
	取組所属	該当所属		

2 指摘及び意見

(1) 【意見41】（A P 21－1）安全確認カルテの作成支援（政策の統合・調整の視点）

- ①関係所属は安全確認カルテの作成を進められたい。
- ②危機管理室は、関係所属の安全確認カルテの作成について、都市整備局と連携して、より有効な支援を行われたい。

（理由）

ア 大阪市では、平成30年6月18日に発生した大阪府北部地震を受け、同年9月、大阪市における総合的かつ計画的な防災・危機管理対策を推進する目的のもと、大阪市防災・危機管理対策会議が設置された（市長が務める議長、副市長及び危機管理監が務める副議長、各区長と各局室長が務める委員により組織される。）。そして、同月13日に開催された第1回会議の議題「大阪府北部地震を教訓とした防災力強化の検討について」の細目の中で市設建築物の安全確認があげられ、同年12月20日に開催された第2回会議で、そのための方策として、施設管理者が使用するための安全確認カルテの作成と点検方法の周知を平成31年度より実施することが決定された。

この安全確認カルテと発災時の点検項目をリスト化したチェックシートについては、内閣府（防災担当）が平成27年2月に策定した「大規模地震発生直後における施設管理者等による建物の緊急点検に係る指針」で示されたものに沿った書式が用意されている。同指針で示された安全確認カルテやチェックシートは、大規模地震